

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会名義後援の承認に関する要綱

制定 令和5年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等（以下「団体等」という。）が行う公益的事業及び行事（以下「事業等」という。）に対し、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が名義後援を承認するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、名義後援とは、本会が事業等の趣旨に賛同し、経費（補助金を除く。）を負担せず、後援の名義を使用させることをいう。

(団体の範囲)

第3条 この要綱において団体等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共的団体
- (2) 社会福祉、地域福祉、保健、医療などに関する事業を行うことを主たる目的とし、次の条件を備えている団体
 - ア 規約・会則等の定めがあり、団体の存立と意思が明確なこと。
 - イ 事業遂行能力が十分にあること。
 - ウ 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (3) 社会福祉、地域福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う者

(承認申請)

第4条 本会の名義後援を受けようとする事業等の主催者は、事業等を実施しようとする日の15日前までに社会福祉法人平塚市社会福祉協議会名義後援承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、過去に同様の事業等で名義後援を受けた事がある場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業等実施計画書（事業等の目的及び内容が分かる書類）
- (2) 収支予算書（入場料、出品料、参加料その他費用を徴収する場合）
- (3) 団体等の規約
- (4) 団体等の今までの活動状況のわかるもの

(承認基準)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいて審査し、その適否を決定し、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会名義後援承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 事業等の主催者が明らかであること。
- (2) 特定の政治的又は宗教的色彩の強い行事等でないこと。
- (4) 国、地方公共団体、その他公共的団体が主催するもの。
- (5) 広く市民を対象とした事業等であり、その目的及び内容が市民の社会福祉、地域福祉、保健医療などの向上発展に寄与するものであること。
- (6) 事業等が営利を目的としないもの。
- (7) 事業等の開催の場所が、原則として市内であり、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること。
- (8) 入場料、参加料等を徴収するときは、その額が適正であること。
- (9) 会長が不相当と認めるものでないこと。

(承認条件)

第6条 会長は、名義後援するに当たり、必要な承認条件を付すことができる。

(事故等への対応)

第7条 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等がその責任においてこれを処理するものとする。

(変更・中止の届出)

第8条 本会の名義後援を受けた事業等の主催者は、申請の内容に変更があった場合又は名義後援を受けた事業等を中止する場合は、速やかに社会福祉法人平塚市社会福祉協議会名義後援承認事業等変更・中止届（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(承認決定の取消)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に基づく名義後援承認の決定を取り消し、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会名義後援承認取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請内容の変更により事業等が第5条に定める承認基準を満たさなくなったとき又は承認基準を満たしていない事実が明らかになったとき。

(2) 虚偽の申請により承認を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の承認の取消により、名義後援承認が取り消された事業等については、直ちに本会の名義後援を受けている旨の表記の使用を中止するとともに、本会の名義後援を受けていると誤解を与えてしまわないように必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の承認の取消により団体等が損害を受けても本会は、その賠償の責めを負わない。

(実施報告)

第10条 本会の名義後援を受けた事業等の主催者は、事業等の終了後30日以内に、平塚市社会福祉協議会名義後援承認事業等実施報告書(第5号様式)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。入場料・参加料等を徴収した場合は、収支決算書を添付するものとする。

(庶務)

第11条 本会の名義後援に関する事務は総務企画課が行うものとする。

2 名義後援の承認に係る決裁については会長決裁とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、同日以降の申請に係るものから適用する。

2 この要綱の施行の際、現に作成されている様式書類は、令和5年度の間は、必要な調整をして使用することができる。